

障害児区外特別支援学校への通学支援事業実施要綱

制定 令和7年4月1日 区長決定 要綱第420号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区外の都立特別支援学校にスクールバスを利用して通学する生徒の区外のバス停までの送迎にかかる交通費（以下「通学交通費」という。）を助成することにより、経済的な負担軽減を図り、もって福祉の増強に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象となる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 区内に住所を有すること。
- (2) 区外の都立特別支援学校へスクールバスを利用し通学していること。

(助成の要件等)

第3条 本事業における助成対象となる経費は通学交通費で、助成の要件は次に掲げるすべての要件を備えていることとする。

- (1) スクールバスのバス停が区外にあること。
- (2) 移動ルートは自宅からバス停、バス停から自宅までのどちらかであること。
- (3) 移動手段はタクシー等であること。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、障害児区外特別支援学校への通学支援助成金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 前年度に助成金の交付を受けた者が、翌年度も助成金の交付を希望する場合は、改めて交付申請書を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定および助成期間)

第5条 区長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときはその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、申請者に対し、障害児区外特別支援学校への通学支援助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 助成期間は、決定がなされた日の属する月から年度末の月までとする。

(申請内容の変更)

第6条 助成金の交付決定を受けている者（以下「交付対象者」という。）は、助成金交付決定時の内容に変更が生じた場合は、障害児区外特別支援学校への通学支援助成金変更申請書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金額の請求および交付等)

第7条 交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、障害児区外特別支援学校への通学支援助成金請求書（第4号様式）および登校確認書（第5号様式）に通学交通

費に係る領収書を添えた上で、次の表の左欄に掲げる請求期間に応じ、同表右欄に掲げる提出期日までに区長に提出しなければならない。

請求期間	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から同月10日まで
7月、8月、9月	10月1日から同月10日まで
10月、11月、12月	1月4日から同月10日まで
1月、2月、3月	4月1日から同月10日まで

2 区長は、前項の規定による請求書および確認書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、障害児区外特別支援学校への通学支援助成金額確定通知書（第6号様式）により、交付対象者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

（資格の消滅）

第8条 交付対象者が死亡したときまたは第2条もしくは第3条に掲げる要件に該当しなくなったときは、本事業の助成を受ける資格は消滅する。

（不正利用の禁止）

第9条 交付対象者は、本事業を通学以外の目的で利用してはならない。

2 区長は、交付対象者が前項の規定に違反したときは、助成金の交付の決定を取り消すものとする。

3 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、交付対象者から、交付対象者が不正に受領した本事業の助成金額の全部または一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 氏名
住所

障害児区外特別支援学校への通学支援助成金交付申請書

障害児区外特別支援学校への通学支援助成について、障害児区外特別支援学校への通学支援事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

本人氏名	
生年月日	年 月 日
住 所	
保護者氏名	
学 校 名	
バス停場所	
担任氏名	

第 号
年 月 日

様（申請者）

様（本人）

品川区長

障害児区外特別支援学校への通学支援助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった障害児区外特別支援学校への通学支援助成金の交付について、障害児区外特別支援学校への通学支援事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

☐交付

（助成の条件）

障害児区外特別支援学校への通学支援事業実施要綱第2条および第3条に定める事項を条件として交付する。

助成期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

☐不交付

（理由）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 氏名
住所

障害児区外特別支援学校への通学支援助成金変更申請書

障害児区外特別支援学校への通学支援助成にかかる申請内容の変更について、障害児区外特別支援学校への通学支援事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

本人氏名											
生年月日		年 月 日									
住 所											
保護者氏名											
学 校 名											
バス停場所											
担任氏名											
口座情報		下記の通り									
金融 機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合					本店・支店 出張所					
	金融機関コード					支店コード					
振込 口座	預金 種別	普 通		口座番号							
	口座名義 (カタカナ)										

申請者 氏名
住所

年 月 日で交付決定のあった障害児区外特別支援学校への通学支援助成金について、障害児区外特別支援学校への通学支援事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

1 請求期間区分 ☐ 4月～6月
☐ 7月～9月
☐ 10月～12月
☐ 1月～3月
※該当する期間にレ点をつけてください。

3 口座情報

金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合					本店・支店 出張所						
	金融機関コード						支店コード					
振込 口座	預金 種別	普 通		口座番号								
	口座名義 (カタカナ)											

第5号様式（第7条関係）

品川区長 あて

登校確認書

学校名【 】

下記の生徒につき、下記のとおり登校の確認をしましたので報告します。

本人氏名【 】

【 年 月分】

日	署名または押印	日	署名または押印	日	署名または押印
1		1 1		2 1	
2		1 2		2 2	
3		1 3		2 3	
4		1 4		2 4	
5		1 5		2 5	
6		1 6		2 6	
7		1 7		2 7	
8		1 8		2 8	
9		1 9		2 9	
1 0		2 0		3 0	
				3 1	

※担任等の署名または確認印があること

第 号
年 月 日

様（申請者）

様（本人）

品川区長

障害児区外特別支援学校への通学支援助成金額確定通知書

年 月 日付で請求のあった障害児区外特別支援学校への通学支援助成金額について、
障害児区外特別支援学校への通学支援事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、下記の
とおり決定したので通知します。

記

1 助成金額の確定額 円（ 年 月から 年 月分）